

## 平成28年度障害者支援施設けやきの村事業計画

平成28年度は、「障害者差別解消法」の施行を4月に控えるなか、継続審議になっていた「改正社会福祉法」そして障害者総合支援法3年後の見直しを踏まえた「改正障害者総合福祉法」が今通常国会で審議されています。

このような状況の中で障害者支援施設けやきの村は、施設を利用する方たち（以下「利用者」という。）に快適な環境のもとで、個人の尊厳が最大限に尊重され、自己決定に基づくその人らしい生活の実現を目指すとともに、地域生活移行に向けた多様な体験ができるような事業の展開と地域移行に直接結びつく「グループホーム」の整備に向けた具体的な検討、就労に関する支援を充実させ一般企業への就労を含めた社会経済活動への参加を促進、更なる工賃向上に向けた新規事業の開拓など、利用者の自己実現を目指した支援を行うため、以下に掲げる障害者総合支援法の基本理念と『社会福祉法人けやきの村事業計画』に基づき、それぞれの分野で次の事業を行います。（居宅介護、重度訪問介護、訪問介護及び介護予防訪問介護事業、特定相談支援事業については別記載。）

### 障害者総合支援法の基本理念

- 1) 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念
- 2) 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- 3) 可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- 4) 社会参加の機会の確保
- 5) どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 6) 社会的障壁の除去

### 1. 実施する事業と目的

#### (1) 生活介護事業

利用者が自己決定に基づいたその人らしい生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

#### (2) 就労移行支援事業

利用者の就労に対する意欲を十分に尊重し、生産活動その他の活動を通して、一般企業に就職するために必要な知識及び技能の習得及び地域生活に必要な能力を身に付けるため、必要な訓練、実習その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

#### (3) 就労継続支援B型事業

利用者の働きたいという意欲を十分に尊重し、その人に合った生産活動の場を提供するとともに、更なる工賃向上を図るため、農業を含めた新規事業の開拓、清掃業務等施設が委託している業務の受託、自主生産品の開発に努めます。更に社会生活における習慣の体得と技能の習得ができるよう、必要な訓練及びその他の便宜を適切かつ効果的に行います。

#### (4) 施設入所支援事業

利用者が日中活動と併せて夜間においてその人らしい生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護等の便宜を適切かつ効果的に行います。

#### (5) 短期入所事業

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に、短期間の入所の提供を行います。

### 2. 運 営 管 理

- (1) 施設は、契約に基づいた利用者本位の支援の提供を基本とするとともに、利用者への情報の提供、苦情解決、サービス評価の実施等社会福祉法に基づく適正なサービスの提供と質の向上を図るため、一層の体制の整備と職員一人ひとりが自己研鑽により、利用者の選択に十分応えられる施設運営、職員像の形成に努めるものとします。
- (2) 施設は、利用者の人権を尊重し、虐待の防止に向けた具体的な取組みを推進するとともに、虐待を受けているおそれがある場合の対応、通報義務についての周知及び事業者の責務を明確にした体制を整備します。また、身体拘束については、切迫性・一時性・非代替性のすべての要件を満たしたうえで、ご本人又はご家族の同意のもと期間を定め実施できるとされていますが、その場合は、ご本人の状態を確認しながら身体拘束の解除に向けた不断の取組みを行うよう努めるものとします。
- (3) 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設支援を提供しなければならないものであり、そのためには、できる限り居宅に近い環境を設定し、地域や家族との結びつきを重視した運営に努め、市町村や他の関連施設、事業所その他保健医療サービスを提供する機関等との密接な連携を保ちながら、サービスの提供に努めるものとします。
- (4) 施設は、障害者総合支援法の趣旨を十分に踏まえ、地域のニーズに合致した事業類型の検討と地域移行計画の立案を進めるものとします。
- (5) 通所利用の促進を図るため、通所が困難な利用者や送迎を希望する利用者に対し、施設としての送迎を、法令遵守・安全運転、無事故を目標として実施します。
- (6) 施設は、インフルエンザ等の感染症の発生・流行に対し、社会福祉施設としての社会的使命を果たし、流行前・流行時のみならず、流行後においても地域住民から信頼される社会福祉施設として存続し続けることをめざすものとします。
- (7) 施設は、次の項目を重点目標として施設運営に努めるものとします。
  - ①利用者支援充実のための職員の資質向上
  - ②コンプライアンス（法令遵守）の徹底
  - ③ボランティアの積極的活用

### 3. 諸 会 議

別紙「会議・委員会構成メンバー・協議内容一覧表」のとおり諸会議及び委員会を開催し、適切な施設運営及びサービス提供に反映させていきます。

### 4. 生 活 支 援

- (1) 集団生活を通して社会適応性を培いながら良好な人間関係作りを支援し、またそれぞれが自分自身の生き甲斐を見出せるよう支援します。また地域移行について情報の提供や社会生活が体験できる場を提供するなどの支援に努めます。
  - ① 個人の権利や尊厳を保持し、能力にあった支援を行います。
  - ② 個人の意向や希望に添った支援を行います。
  - ③ 利用者からの相談や苦情については迅速かつ適切な対応に心掛けます。
  - ④ 個人情報の取扱い及び守秘義務について十分配慮した支援を行います。
  - ⑤ 利用者に適したコミュニケーション手段を用いきめ細かい支援を提供します。
  - ⑥ グループワーク等の場を活用し、対人関係におけるマナーと円滑な人間関係が保てるよう支援します。

- ⑦ 施設での自立した生活、望む暮らしを目標とし、必要に応じて身だしなみ・洗濯・洗面・入浴・食事等の介助や支援を行います。
- ⑧ 個別支援計画の策定に当っては利用者のニーズを把握し、利用者の意向に沿った内容となるように努めます。
- ⑨ 利用者支援の過程で不都合が生じた場合等は、利用者本人との面接はもとより家族及び実施機関との連絡、必要に応じて家庭訪問等を実施します。
- ⑩ 地域活動を支援するため、ガイドマップや各種イベント情報を適宜提供し、必要に応じてガイドヘルパーやボランティア等を活用できるよう支援します。
- ⑪ 日中活動としてのレクリエーションメニューの充実を図り、自発的に参加する機会を提供するとともに、社会的な活動への動機付けになるよう支援します。更なる充実を図るため、月の日数マイナス8日の範囲内で土曜日、日曜日及び祝祭日にも利用者の意向を踏まえたレクリエーションに参加できるようにします。
- ⑫ 地域移行に向けて、利用者の希望や価値観を尊重しながら、情報提供や精神的サポートを行い、自らが望む生活スタイルを実現するための生きていく力を支援します。
- ⑬ 地域生活に期待や不安を持つ利用者のために地域生活体験プログラムを推進し、利用者にライフスタイルの多様な選択肢を提供します。また、地域生活体験訓練を実施します。

(2) 介護職員等によるたん吸引等の実施について

平成24年4月からは、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員が、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等の一定の条件の下で「たんの吸引や経管栄養等」の行為が実施できる（言い換えれば、前記の部分がクリアされていなければ実施できないこと。）ことになり、「基本研修」・「実地研修」を受講し『修了証明書』を交付された者だけが実施できることになっていますので、全ての介護職員が受講し対応できるようにします。

(3) 主な年間行事は次のとおりとします。

月 別	行 事 計 画
4 月	花見（23日）・避難訓練・創作活動・理髪・誕生会・介護外出・喫茶・GW・集団レクリエーション・外出補助
5 月	事業開始記念日・創作活動・福島県障がい者体育大会・避難訓練・理髪・誕生会・喫茶・GW・集団レクリエーション・外出補助
6 月	避難訓練・理髪・自治会交流会・誕生会・介護外出・喫茶・朗読会・バスハイク・創作活動・GW・集団レクリエーション・外出補助
7 月	避難訓練・創作活動・理髪・誕生会・介護外出・喫茶・GW・バスハイク・集団レクリエーション・外出補助
8 月	夏季休暇・納涼盆踊り大会（4日）・創作活動・居室掃除・理髪・誕生会・介護外出・GW・集団レクリエーション・外出補助
9 月	けやき祭（25日）・敬老を祝う会・避難訓練・理髪・創作活動・バスハイク・誕生会・喫茶・介護外出・GW・集団レクリエーション・外出補助
10月	芋煮会（15日）・創作活動・福島市障がい者スポーツ大会・中野地区大運動会・喫茶・避難訓練・理髪・誕生会・介護外出・バスハイク・GW・集団レクリエーション・外出補助
11月	避難訓練・理髪・創作活動・誕生会・喫茶・介護外出・バスハイク・GW・集団レクリエーション・外出補助

12月	年末年始休暇・クリスマス会（15日）・障害者の日・避難訓練・理髪・喫茶・居室掃除・誕生会・介護外出・集団レクリエーション・外出補助
1月	新年会・成人の日を祝う会・ゲーム大会・避難訓練・理髪・誕生会・喫茶・介護外出・GW・集団レクリエーション・外出補助
2月	避難訓練・理髪・ゲーム大会・誕生会・朗読会・喫茶・GW・集団レクリエーション・外出補助
3月	避難訓練・理髪・ゲーム大会・誕生会・喫茶・GW・集団レクリエーション・外出補助
<p><b>【介護外出】</b> 4～12月に25回程度実施予定。希望者は年2回参加可。 コースは、買い物、食事、散歩</p> <p><b>【バスハイク】</b> 6月に2回、7月に1回、9月に1回、10月に1回、11月に1回実施予定。 1回あたり5～6名参加可</p> <p><b>【創作活動】</b> 4～12月の毎月第4水曜日に実施。年に数回は休日も実施。</p> <p><b>【喫茶】</b> 毎月第3水曜日に実施。年に数回は休日も実施。</p> <p><b>【集団レクリエーション】</b> 毎週月曜日に実施。</p> <p><b>【誕生会】</b> 毎月第2木曜日昼食時に実施。</p> <p><b>【朗読会】</b> 10月、2月に実施予定。</p> <p><b>【理髪】</b> 毎月第2、第4月曜日に実施。</p> <p><b>【外出補助】</b> 毎月第2、第4木曜日に介護タクシーを利用して近隣のスーパーまで買い物に出かける。</p> <p><b>【生産活動】</b> 毎日10:30～11:50の時間帯に実施。参加利用者は毎回5～6名。</p>	

## 5. 健康管理

- ① 利用者の健康維持のため、利用者個人の障害程度や健康状態を把握し、日常の観察を密にして定期健康診断等を実施するとともに、嘱託医及び医療機関等との連絡を行い、疾病の早期発見・治療に努めます。
- ② 利用者自身が健康管理できるような認識を持たせること、また健康に必要な知識・判断力を身に付けさせるよう支援します。
- ③ 高齢化・重度化に伴い、生活習慣病・合併症の予防、防止に努め、積極的に食生活・健康相談等の助言・指導を行います。
- ④ 利用者の健康保持のため、環境整備・衛生管理に努めます。
- ⑤ 利用者の健康診断を次のとおり実施します。

嘱託医の診察 生活介護；週1回（月曜日）

就労継続・就労移行；月2回（第2、4水曜日）

\*利用者の診察と血圧測定、必要に応じて紹介状の作成、年金診断書の作成等

結核検診 全利用者（7～8月実施）  
 健康診断 第1回（8月実施）  
                   \*採血・検尿・心電図検査  
                   第2回（3月実施）  
                   \*採血・検尿

体重測定 月1回（第3水曜日）

- ⑥ 「咳エチケット」の推進やマスクの着用、うがい・手洗いの励行などインフルエンザの感染予防のための対応を推進するとともに、予防のためのワクチン接種に対する認識を持たせます。またノロウイルス等の施設内感染を防止するため、感染症予防対策委員会を中心に適切な対策を講じます。
- ⑦ 口腔衛生、歯垢除去及び歯磨きの指導強化に努めます。
- ⑧ 利用者を取り巻く環境等により生じるストレスや不安など、精神的な負担を抱えることも予想されるため、看護師をはじめ全職員で心のケア（メンタルヘルスやストレスマネジメント）に努めます。
- ⑨ 受動喫煙による健康被害を防ぐため、喫煙可能区域を設定し、禁煙区域と喫煙区域を明確にし、引き続き受動喫煙防止のための配慮を行います。

## 6. 機能訓練

- ① 個別リハビリテーション計画に基づき、利用者個々のニーズや状態に合わせた機能訓練を実施します。
- ② レクリエーションの機会を通じて、集団で楽しみながら身体機能の維持向上と心のリフレッシュを図ります。

## 7. 給食

- ① 献立は、十分な栄養と変化に富んだ内容とし、かつ調理にあたっては利用者の嗜好や身体的条件によるそしゃくや食事動作の障害を十分に考慮します。
- ② 給食委員会を毎月開催し、利用者の希望等を勘案するほか嗜好調査を年1回以上実施し、献立に反映させます。
- ③ 毎日残菜調査を行い利用者の嗜好を把握するとともに、偏食の影響について十分に話し合い、改善に努めます。
- ④ 給食には行事食並びに旬の物を取り入れ、変化のある献立に努めます。
- ⑤ 選択メニューを積極的に取り入れるよう努めます。
- ⑥ バリエティに富んだ食事作りに努めるとともに、調理方法や技術の研究を常に行います。
- ⑦ 厨房・調理器具・食器・冷蔵庫等の衛生並びに整理整頓を常に心がけます。
- ⑧ 家庭の食事時間に近づけるために、食事時間の検討を行います。
- ⑨ 適温給食等、給食に対する利用者の満足度を高められるよう、嗜好調査をはじめとして利用者の要望が委託業者に反映されるよう情報交換を密にします。
- ⑩ 栄養マネジメントの導入により、栄養士だけでなく、嘱託医、看護師及び生活支援員等の多職種連携により、利用者個々の栄養状態の把握、リスクの軽減のための指導や食事内容の改善を行います。
- ⑪ 主な給食計画は次のとおりとします。

月別	給食計画
4月	花見会
5月	事業開始記念日・子供の日
6月	旧端午の節句

7 月	土用の丑の日
8 月	納涼祭
9 月	敬老を祝う会・秋彼岸・月見
10月	芋煮会
11月	勤労を祝う会
12月	障害者の日・クリスマス会・冬至・餅つき・大晦日
1 月	正月・新年会・成人を祝う会・七草
2 月	バレンタインデー
3 月	ひなまつり・ホワイトデー・春彼岸

⑫ 特別食等は次のとおりとします。

- イ) 選択メニュー 月4～6回
- ロ) バイキング 年2～3回
- 二) 鍋物の日 年3回
- ホ) 嗜好調査 年1回

⑬ 食中毒予防対策は次のとおりとします。(給食業務委託業者においての実施事項)

- イ) 食品自主検査 年1回
- ロ) 検便 月1回(5～10月の間は月2回実施)
- ハ) 厨房内大掃除 年2回
- 二) 分離槽清掃 随時
- ホ) 防鼠、防虫施行管理業務 月1回

## 8. 就 労 支 援

### (1) 就労継続支援B型

施設は、個別支援計画に基づき就労継続支援を実施しますが、次の事項に十分留意して行うものとします。

- ① 施設内外で行う作業種目は、利用者の障害状況や適性、地域の実情や景気動向を十分に勘案して選定するとともに、作業時間6時間(通所者は4時間45分)を基本とし、休日営業も含め月の日数マイナス8日の範囲内で作業を行います。但し、従事する利用者の身体状況等に配慮し、作業時間や作業量が過重な負担とならないように努めます。
- ② 作業に従事する利用者に支払われる工賃は、工賃支給基準を定めた工賃規程に基づき支払うものとし、月額3,000円以上の工賃を支払うものとします。
- ③ 「第2期けやきの村工賃引き上げ計画」(平成27年度～平成29年度)の2年目を迎え、農業を含めた新規事業の開拓、自主生産品の開発及び委託販売、施設外就労への取り組みを強化し、工賃向上に繋げていきます。

### (2) 就労移行支援

施設は、就労移行に向けた有期限の個別支援計画に基づき次の支援を行います。支援の段階に応じて評価・見直しを行い、支援が効果的に提供できるよう努めます。

- ① 施設内外で行う作業種目については、利用者の障害状況や適性、地域の実情や景気動向を十分に勘案して選定するとともに、作業時間6時間(通所者は4時間45分)を基本とし、休日営業も含め、月の日数マイナス8日の範囲内で作業を行います。但し、従事する利用者の身体状況等に配慮し、作業時間や作業量が過重な負担とならないように努めます。
- ② 利用者の就労に関する適性や要望に応じた職種で職場実習できるよう、公共職業安定所、東北障害者就業・生活支援センター、福島障害者職業センター、特別支援学校、養護学校及び各種事業所等の関係機関と連携し、その受け入れ先の確保に努

めます。

- ③ 利用者が行う求職活動の支援を行うとともに、前項の関係機関と連携し職場開拓に努めます。
- ④ 一般就労に必要な一般常識やマナー学習、またパソコン操作の時間を提供し、一般就労に向けたスキルアップに努めます。
- ⑤ 利用者の職場定着を促進するため、利用者が就職した日から6ヶ月以上職業生活における相談等の支援の継続に努めます。

(3) 主な年間行事は次のとおりとします。

月 別	行 事 計 画
4 月	月例会・花見(23日)・避難訓練・理髪・誕生会・GW・環境整備
5 月	月例会・事業開始記念日・福島県障がい者体育大会・避難訓練・理髪・誕生会・GW・介護外出・環境整備
6 月	月例会・避難訓練・理髪・自治会交流会・誕生会・介護外出・GW・環境整備
7 月	月例会・日帰り旅行・避難訓練・理髪・誕生会・介護外出・喫茶・GW・環境整備
8 月	月例会・夏季休暇・納涼盆踊り大会(4日)・理髪・誕生会・介護外出・GW・環境整備
9 月	月例会・けやき祭(25日)・敬老を祝う会・避難訓練・理髪・誕生会・喫茶・介護外出・GW・環境整備
10月	月例会・芋煮会(15日)・一泊旅行・福島市障がい者スポーツ大会・中野地区大運動会・避難訓練・理髪・誕生会・介護外出・GW・環境整備
11月	月例会・勤労を祝う会・避難訓練・理髪・誕生会・介護外出・GW・環境整備
12月	月例会・年末年始休暇・クリスマス会(15日)・障害者の日・避難訓練・理髪・誕生会・介護外出・環境整備
1 月	月例会・新年会・成人の日を祝う会・ゲーム大会・避難訓練・理髪・誕生会・介護外出・GW・環境整備
2 月	月例会・避難訓練・理髪・ゲーム大会・誕生会・GW・環境整備
3 月	月例会・避難訓練・理髪・ゲーム大会・誕生会・GW・環境整備

## 9. 事 故 防 止

- ① 年2回の消防設備の法定点検と非常口・防火扉等建物の定期的な自主点検に加え、利用者の使用している電気器具の点検を実施し火災予防に努めます。
- ② 施設建物内外の巡視を日常的に実施し、危険個所の早期発見により事故の未然防止を図ります。
- ③ 火災・地震・水害等の非常災害時に、利用者・職員が迅速・適切な行動がとれるよう訓練の充実を図るとともに、法人施設間・地域防災協力者・地域消防団など地域の方々の協力を要請している緊急連絡体制が、有事の際速やかにかつ有効に機能するよう訓練の徹底を図ります。

④ 主な訓練等は次のとおりとします。

訓練内容等	回数等	備考
避難訓練	毎月	毎月実施
総合避難訓練	年1回	消防署立会いの下で実施
夜間想定防火管理検証	年1回	夜間想定マニュアルにより消防署立会いの下で実施
地震・水害想定避難訓練	年2回	地震・水害を想定した避難訓練を実施
福祉避難所設置想定訓練	年1回	福祉避難所設置を想定した訓練又はシミュレーションを実施
地域総合防災訓練	年1回	地域防災協力者・地域消防団との防災懇談会と避難訓練
消防設備法定点検	年2回	委託業者により6月・12月に実施
火気・電気設備自主点検	定期	2ヶ月に1回、各火元責任者が実施
防災講話	年1回	消防署による防災に関する講話を実施
建物内外の点検巡視	週1回	建物管理担当者により毎週実施
居室内の電気器具等点検	年2回	火元責任者により年2回実施

## 10. 福祉避難所

平成23年3月11日の東日本大震災から5年が経過し、防災意識の風化が懸念されていますが、地域の福祉避難所としての役割を十分認識し有事に備え体制整備に努めます。

福祉避難所の開設は原則災害発生の日から最大限7日以内で、福島市より福祉避難所担当者が派遣され、その運営管理に当たることになり、物資・器材の確保、人材の確保、移送手段の確保等が図られることとなります。

施設はこの協定を契機に、今まで以上に施設のリスク管理を再確認し、地域の施設として地域の福祉に安全・安心を提供できるよう、福島市との連携を密にその役割を果たせるよう努めるとともに、年1回の福祉避難所設置想定訓練を実施し、有事の際に迅速に機能できるように努めます。

また、東北ブロック身体障害者施設協議会（加盟49施設）が検討を重ねてきた東北ブロック内における災害時の支援体制協定に調印（平成26年3月17日）し、有事の際の連絡体制の構築、物的・人的支援及び入所者・利用者の避難受け入れ等災害発災後10日間をめどとした支援体制を構築しました。この協定締結に伴い、食料品等の物資については4日分とし、さらにシミュレーションを含めた訓練等を実施し、迅速な行動に努めます。

## 11. 職員研修

### (1) 研修目的

福祉サービスに従事する職員に共通する人材育成は、①援助ニーズを持つ一人ひとりの利用者が望む生き方を実現するために、利用者の心理的、身体的、社会的自立と、安定した日常生活の継続を援助でき、②さらに利用者自身の力で生活向上に立ち向かう意欲を育てることができる援助者づくりであるといえます。

利用者の自立支援とQOLの向上を担うことができる援助者（職員）が求められています。

また、平成24年4月からは、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員が、一定の条件の下「たんの吸引や経管栄養等」の行為が実施できることに伴い、前年度に引き続き介護職員を対象とした「基本研修」・「実地研修」のできる事業所として、介護に従事する全ての職員を喀痰吸引等ができるよう養成に努めるとともに、認定証が交付された職員が、日々の業務の



中で対象利用者の安全を最優先にした喀痰吸引等の行為ができるよう、嘱託医及び看護師と連携を図るとともに、常に基本に忠実な行為ができるように努めます。

求められる職員像とは、

- ① 求められる介護職員像
  - ・介護職員として、一人ひとりの心身の状況に応じた介護サービスを適切に提供できる。
  - ・ケアチームの一員として、適切にチームケアを担える。
- ② 求められる相談職員像
  - ・ソーシャルワーカーとして、相談援助サービスを適切に提供できる。
  - ・コーディネーターとして、組織内外でのサービス調整機能を果たせる。
- ③ 求められる指導的職員像
  - ・エキスパートとして、専門業務をリードできる。
  - ・スーパーバイザーとして、職員に対する適切な指導・援助ができる。
- ④ 求められる管理者像
  - ・職場のマネージャーとして、適切な組織の運営管理ができる。
  - ・地域福祉の推進役として、幅広い事業や地域の福祉計画を推進できる。

けやきの村においては、求められる職員像を一人ひとりが理解し、それぞれの立場で研鑽に努めなければなりません。研修は、将来の組織を担う人材として専門性や組織人としての資質能力をレベルアップしようとするものです。そのためには職員一人ひとりの研修ニーズに基づいた「個別研修計画」を作成し、自己啓発～能力の向上～職務的確な遂行～評価の向上～やりがいの増大～より高度な仕事の委任～一層の自己啓発というステップアップを図ることが必要です。「個別研修計画」はOJT及びOFF-JTの研修形態を用いPDCAサイクルで推進します。

OJT＝職員のレベルに応じた実践的な能力を高めるために、職場の上司（先輩）が直属の部下（後輩）に対して、日常の職務（仕事）を通して、常に職場で職務に必要な態度や価値観、知識・情報、技術や技能を日常的あるいは意図的・計画的に指導・育成する。

OFF-JT＝職員の視野の拡大や、専門的能力の習得のために、職場内外の講師（指導者）が職員に対し、あるいは職員が相互に日常の職務を離れて（ただし職務扱いで）職場の研修室や会議室、または外部の研修会場等で、職務に必要な態度や価値観、知識・情報、技術や技能を、目的に応じた様々な研修技法により修得させる。（相互学習する。）

## (2) 具体的研修内容（OFF-JT）

職員一人ひとりの「個別研修計画」と、施設としての平成28年度けやきの村研修計画書との連動を図り、職員のスキルアップを図ります。

## (3) 研修報告会

研修の報告は、復命書の回覧及び施設長を含めた職員全員による研修報告会の開催によるものとします。

研修報告会は、原則として毎月1回第4火曜日に職場内研修の一環として開催し、開催月の前月に開催された研修会について報告するものとします。

## (4) 施設内研修会

障害者の権利擁護、虐待防止の向けた更なる取組みとして「虐待防止チェックリスト」の実施及び全国身体障害者施設協議会ケアガイドラインを活用したケアの質を担保するため毎月1回第2火曜日に施設内研修会を実施します。

(5) その他

上記研修会のほかに、OFF-JTの機会があり職員の資質の向上に役立つと考慮されるものについては、積極的に参加させるものとします。また、SDS（自己啓発援助制度）については、平成27年度に整備された「自己啓発援助制度」の積極的な活用に努めます。

12. 施設の整備（検討事項を含む。）

(1) 備品の整備等

- ・通所利用者送迎用車両購入（中古車）
- ・製品搬送用トラック更新（福島県共同募金会申請中）
- ・機械浴（ライラック）用いす更新（生活介護）
- ・施設内外「花いっぱい」運動の継続的な推進

(2) 建物の整備等

- ・旧館浴室壁及び天井の塗装（検討事項）
- ・旧館居室ベッド周りカーテンの更新（検討事項）
- ・旧館居室ドアの隙間風対策（検討事項）
- ・旧館廊下の寒さ対策（検討事項）
- ・建物南側空き地の有効活用（検討事項）
- ・その他利用者支援の充実を図るための各種整備事業

平成28年度 生活介護事業支援計画

月	支 援 目 標	支 援 内 容
4	生活にリズム・変化をつけよう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の1年間の目標を決める。</li> <li>・担当職員と相談しながら自分の目標を作ってみる。</li> </ul>
5	体力を維持するようがんばろう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的に体を動かしてみる。</li> <li>・機能訓練に積極的に参加してみる。</li> <li>・園外に出て日光にあたってみる。</li> </ul>
6	食中毒にならないようにしよう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賞味期限を守る。</li> <li>・食べ物は居室に持ち込まない。</li> <li>・冷蔵庫を過信しない。</li> </ul>
7	余暇時間を楽しくしよう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しいことに挑戦してみる。</li> <li>・趣味や興味のあることを継続してみる。</li> </ul>
8	暑さに負けないようにしよう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房をあまりきかせすぎないように注意する。</li> <li>・好き嫌いなく、いろんな食物を食べる。</li> </ul>
9	外に出てみよう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出してみよう。</li> <li>・趣味や興味のあることを継続してみる。</li> </ul>
10	地域に出てみよう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人と関わってみる。</li> <li>・外での催し物にいてみる。</li> </ul>
11	みんなで楽しもう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余暇活動、レクリエーションに積極的に参加してみる。</li> <li>・参加することで楽しみを見つける。</li> </ul>
12	風邪をひかないようにしよう。 (インフルエンザの感染予防)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鼻水、咳などに早めに対応する。</li> <li>・自分の体を過信せず、体調の変化に気をつける。</li> </ul>
1	風邪をひかないようにしよう。 (インフルエンザの感染予防)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鼻水、咳などに早めに対応する。</li> <li>・自分の体を過信せず、体調の変化に気をつける。</li> </ul>
2	ストレスをためないようにしよう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たまには気分転換をしてみる。</li> <li>・周りのことを気にし過ぎないようにする。</li> </ul>
3	一年間を振り返ろう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の決めた目標はクリアできたか。</li> <li>・体調を崩さなかったか。</li> <li>・今年度を振り返り、来年度の展望をしよう。</li> </ul>

平成28年度 就労継続支援B型事業支援計画

月	支 援 目 標	支 援 内 容
4	作業に対する自覚を持とう。 『初心に帰る』『作業意欲の向上』	◎挨拶・言葉遣いに注意し、作業と休憩の区別を自覚し、時間を守るよう支援する。 ◎前年度の平均工賃、今年度の目標工賃を知り、作業意欲が向上するよう支援する。
5	生活にリズムをつけよう。 生活のスキルを向上させよう。	◎連休で生活リズムを崩さないようにして、規則正しい生活を送り、五月病にならないよう支援する。
6	働く場での対人関係スキルを向上しよう。	◎挨拶・言葉遣い・会話・表情に気を付け、協調性を養い、感情のコントロールをして共同作業に取り組めるよう支援する。
7	健康管理に対する自覚を持とう。	◎適度な運動と食事に気を配り、夏バテしないよう支援する。 ◎衣類調節や部屋の温度管理に気を付け、夏風邪をひかないように支援する。
8	生活のリズムを維持しよう。 生活のスキルを向上させよう。	◎夏季休暇で生活のリズムを崩さず規則正しい生活が送れるよう支援する。
9	作業に対する自覚を持とう。 『作業意欲の向上』に対する意識。	◎1日の目標を掲げ、その目標に向かって意欲的に作業に取り組めるよう支援する。
10	作業に対する自覚を持とう。 『品質向上』に対する意識。	◎仕様書等を明示し、作業内容を正しく理解し正確にできるよう支援する。
11	作業に対する自覚を持とう。 『納品・納期』に対する意識。	◎作業に集中してロス時間をなくし、効率的に作業ができるよう支援する。
12	職場の環境をよくしよう。 『整理・整頓』の再確認。	◎整理整頓を心掛け、何が、どこに、どのくらいあるのかを明確にできるよう支援する。
1	生活にリズムをつけよう。 生活のスキルを向上させよう。	◎冬季休暇で生活のリズムを崩さず規則正しい生活が送れるよう支援する。
2	健康に対する自覚を持とう。	◎衣類調節や部屋の温度・湿度管理に気を付けられるよう支援する。 ◎インフルエンザに感染しないようマスクの着用、うがい、手洗いが習慣化するよう支援する。
3	1年を振り返ろう。 『振り返り』からの出発。	◎1年間の作業を振り返り、新たな気持ちで作業に臨めるよう支援する。

平成28年度 就労移行支援事業支援計画

月	支 援 目 標	支 援 内 容
1～4 ヶ月目	生活にリズムをつけよう。 生活のスキルを向上させよう。	日常生活を再点検する。 起床・生活リズム・食事・服薬管理・体調不良時の対処・身だしなみ・金銭管理・援助の要請・社会性
5～8 ヶ月目	関係機関に登録しよう。	ハローワークに登録（レクチャー） 障害者職業センターに登録（職業判定） 県北障害者就業・生活支援センターに登録
9～11 ヶ月目	働く場での対人関係スキルを向上しよう。	職場実習に向けてのスキルアップ。 挨拶・会話・言葉遣い・表情・動作・協調性・感情のコントロール・意思表示・共同作業
12～14 ヶ月目	働く場での行動・態度を身に付けよう。	就労意欲・作業意欲・能力の自覚・ルールの理解・報告・連絡・相談・持続力・正確性・指示内容の理解・危険への対処
15～17 ヶ月目	地域生活を体験してみよう。	地域生活で必要な一般常識の習得。 宿泊体験実施。調理方法等を覚える。 公共交通機関の利用方法・銀行その他金融機関の利用方法の習得・行政窓口での諸手続きを覚える。
18～20 ヶ月目	職場実習で試してみよう	職場実習を通して、対人関係スキル・行動・態度を試してみる。弱点を克服して職場定着につなげる。
21～22 ヶ月目	さあ、トライアル雇用でやってみよう。	トライアル雇用の契約を結んで就職。職場実習の経験を活かす。まずはやってみる。分からないことは積極的に聞く。困った時には相談する。
23ヶ月目	職場定着をめざそう。	職場定着を目指して、さらに経験を積む。対人関係等社内での悩みがあれば相談し、解決していく。

## 平成28年度訪問介護事業所(ヘルパーステーション)けやきの村事業計画

ヘルパーステーションけやきの村(居宅介護、重度訪問介護、訪問介護、介護予防訪問介護)は、ホームヘルプサービスを受けられる方たち(以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスを提供し、利用者及び地域から信頼される事業所を目指すため『社会福祉法人けやきの村事業計画』に基づき、次の事業を行います。

### 1. 事業の目的及び方針

#### (1) 目的

利用者が地域において、その有する能力に応じてその人らしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体介護及び生活全般にわたる援助の提供を行います。

#### (2) 方針

- ① 利用者の意思及び人格、権利を尊重し、持てる能力を十分に発揮、又は維持していただきながら、社会参加、生き甲斐の獲得が図れるように努めます。
- ② 利用者の尊厳を守り、ニーズを尊重し、利用者本位のサービス提供に努めます。

### 2. 運営管理

- (1) サービス提供事業所としての在るべき姿を常に検討・反省し、利用者の選択に十分に 대응することができるよう、提供するサービスの質の向上を図ります。
- (2) サービスの提供にあたっては、家族及び関係機関等との連携に努めます。
- (3) 利用者に満足していただけるサービスの提供を心がけるとともに、事業収支バランスの均衡が図れるよう、新たな利用者の確保に努めます。
- (4) サービス提供者として、資質の高い職員の確保に努めます。
- (5) サービス提供時において、車両を使用するにあたっては、交通法規等を遵守し交通事故防止に努めます。

### 3. 事故防止

サービスの提供にあたっては、利用者の健康状態及び身体状況等に細心の注意を払い、事故の防止に努めます。

### 4. 緊急時の対応

サービス提供時において、利用者に病状の急変等及び事故等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、関係機関等にも速やかに報告するものとします。

### 5. 秘密の保持

業務上知り得た個人情報の取扱いについては、守秘義務に基づき十分な配慮を行うものとします。

### 6. 苦情への対応

サービスの提供に関する利用者からの苦情には、誠意をもって迅速かつ適切に対応するものとします。

### 7. 虐待への対応

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備する

とともに、職員に対し研修を実施し、養護者による虐待の未然防止、発見時の通報等速やかに対応できるようにします。

#### 8. サービス提供職員の健康管理

サービス提供職員には、健康診断を受けさせるとともに、研修等の機会を通じて健康管理の重要性を認識させ、健康状態の管理に努めます。

#### 9. 職員研修

提供するサービスの質の向上及びサービス提供者の資質の向上のため、職員を各種研修会に積極的に参加させるとともに、事業所内においても必要事項の研修会を適時実施するものとします。

## 平成28年度けやきの村特定相談支援事業所事業計画

けやきの村指定特定相談支援事業所は、地域で生活している障がい者及び施設入所支援により施設で生活している障がい者（以下「利用者」という。）が、地域のなかで障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の意向を尊重しながら利用者の立場に立ち計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）により利用者の地域生活及び社会生活を支援するため『社会福祉法人けやきの村事業計画』に基づき、次の事業を行います。

### 1, 事業の目的及び方針

#### (1) 目的

利用者が自らが望む場所で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域で生活している障がい者及び施設入所支援により施設で生活している障がい者等からの相談に応じるとともに、計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）を行います。

#### (2) 方針

- ① 利用者の意思及び人格、権利を尊重し、自らが望む場所で日常生活又は社会生活を営むことができるように努めます。
- ② 利用者の尊厳を守り、ニーズを尊重し、利用者本位の支援に努めます。

### 2, 運営管理

- (1) 相談支援事業所としての在るべき姿を常に検討・反省し、利用者の意向に十分に 대응することができるよう、相談支援スキルの向上を図ります。
- (2) サービスの提供にあたっては、家族及び関係機関等との連携に努めます。
- (3) 利用者に満足していただける相談支援を心がけるとともに、事業収支バランスの均衡が図れるよう、新たな利用者の確保に努めます。
- (4) 相談支援専門員として、資質の高い職員の確保に努めます。
- (5) サービス提供時において、車両を使用するにあたっては、交通法規等を遵守し交通事故防止に努めます。

### 3, 事故防止

サービスの提供にあたっては、利用者の健康状態及び身体状況等に細心の注意を払い、事故の防止に努めます。

### 4, 緊急時の対応

サービス提供時において、利用者に病状の急変等及び事故等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、関係機関等にも速やかに報告するものとします。

### 5, 秘密の保持

業務上知り得た個人情報の取扱いについては、守秘義務に基づき十分な配慮を行うものとします。

### 6, 苦情への対応

サービスの提供に関する利用者からの苦情には、誠意をもって迅速かつ適切に対応するものとします。



#### 7, 虐待への対応

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備するとともに、職員に対し研修を実施し、養護者による虐待の未然防止、発見時の通報等速やかに対応できるようにします。

#### 8, 相談支援専門員の健康管理

相談支援専門員には、健康診断を受けさせるとともに、研修等の機会を通じて健康管理の重要性を認識させ、健康状態の管理に努めます。

#### 9, 職員研修

提供するサービスの質の向上及び相談支援専門員の資質の向上のため、職員を各種研修会に積極的に参加させるとともに、事業所内においても必要事項の研修会を適時実施するものとします。